

20高財第9号
平成20年4月15日

各 部 局 長
教 育 長
議会・各委事務局長 様
警 察 本 部 長
公 営 企 業 局 長

副 知 事

平成20年度予算の執行方針について（通知）

本年度の当初予算は、中山間地域における生活を守るといった視点や地域経済への影響にもきめ細かく配慮するとの基本的な考え方のもと、「経済の活性化」「日本一の健康長寿県づくり」など5つの基本政策に基づく県づくりに向けて予算を重点化するとともに、歳出の効率化や公債費負担の平準化など財政健全化への取り組みを着実に進め、将来の負担の軽減と財政状況の好転を図りました。

一方、県税収入の減少などから依然として財源不足が生じており、こうした状況は当面続くものと見込まれています。

さらには、揮発油税などの道路特定財源の暫定税率が3月末で期限切れを迎え、先行きも不透明であることから、歳入の欠陥はもとより地域経済への影響も懸念されています。

このように、本県の財政を取り巻く環境は、依然として大変厳しいものがありますが、将来に希望の持てる高知県づくりに向けた足固めを行う重要な年度としてスピード感を持って事業を実行し、厳しい選別を経て予算に計上された事業の効果を最大限に発揮することが求められています。

このため、県の予算の財源が県民の皆様の貴重な税金で賄われていることを改めて認識し、予算をただ漫然と執行するのではなく、個別の事業の執行段階においても、その必要性、妥当性、事業の効果等を見極め、下記の方針を遵守し、予算の計画的かつ効果的な執行に努めてください。

記

1 予算の計画的・効果的な執行

(1) 道路暫定税率の失効に伴う措置

ア 暫定税率相当分の国庫補助事業は執行を留保するが、県民の生活に必要な道路の整備を着実に進め、地域経済への影響をできるだけ少なくするために、平成19年度2月補正予算に計上した事業、県単独事業及び留保以外の事業を前倒しし、普通建設事業費の第1－四半期の発注額が前年度を下回らないように努めること。

イ 今後の国の動向に十分留意すること。

(2) 状況の変化への対応

ア 当初予算時に想定していた状況に変化が生じて大幅な増減が見込まれる場合などは、遅滞なく財政課と協議すること。

イ 年間総合予算として編成したことを踏まえ、補正予算での計上がルール化しているものや、当初予算での計上を見送ったもの、重要性・緊急性が極めて高いもの以外の一般行政経費に対する新たな行政需要は、当初予算の執行を工夫するなど各部局で責任を持って対応すること。

(3) 事業別の執行計画の策定

ア 各部局の予算調整責任者を中心に、事業別の執行計画を作成して進行管理に努め、PDCAサイクルを徹底すること。

イ 人事異動や予算見積りの段階からの内容の見直しなどで執行が遅れるケースが多く見受けられるので、円滑な執行に留意すること。

ウ 特に、産業別・地域別の振興計画の策定など5つの基本政策に基づく事業や基本政策に横断的に関わる事業は、早期にその効果が発揮されるようスピード感を持って取り組むこと。

(4) 予算の適正な執行

決算特別委員会や監査（包括外部監査人によるものを含む。）による審査結果等を踏まえた適正な執行に留意すること。

2 財源の積極的な確保

(1) 収入未済金の縮減等

県税などの収入未済金の縮減に向けた積極的な取り組みに加えて、未利用地等の計画的な売却や広告収入の確保に努め、なお一層の歳入の確保を図ること。

(2) 国庫補助金等の早期受け入れ

- ア 当該歳出予算の支出時期を見極めたうえで、早期の収入を図ること。
- イ 国庫補助金等の交付決定の事務に遅れが目立つものは、国に早期の対応を要請するなどの適切な措置を講ずること。

3 その他の注意点

(1) 国への対応

国が進めている「歳出・歳入一体改革」の動向によっては、県財政に多大な影響を及ぼすことが予想されることや、国の政策に本県の実情に応じた制度や施策を反映させる必要があることから、東京事務所及び各部局の予算調整責任者を中心に、積極的な情報の収集と全庁での共有に努めること。

(2) 公社等の予算について

- ア 地方自治法第221条第3項に規定する公社等の予算も、この方針に準じた適正な予算執行に努めること。また、公社等外郭団体の改革の基本的な方向に沿った見直しが図られるよう、所管課において指導を徹底すること。
- イ 企業会計の予算も、この方針に準じて適切に執行すること。

20高財政第10号
平成20年4月15日

各 課 室 長
教 育 長
議会・各委事務局長 様
警 察 本 部 長
公 営 企 業 局 長

財 政 課 長

平成20年度予算の執行等について（通知）

このことについては、「平成20年度予算の執行方針について」（平成20年4月15日付け副知事通知）によるほか、下記事項に注意したうえで予算を執行するすべての職員に周知してください。

記

- 1 歳出予算は、道路特定財源に係る予算など一部の予算を除き一括配当するので、事業の早期執行に努めること。
- 2 予算執行時に、事業の執行停止や内容の変更、あるいは新たな予算措置や後年度の財政負担を必要とすることが想定される場合には、事前に財政課に協議すること。
- 3 事故繰越は、新たな財源措置が必要となる場合があるため、繰越事業の進行管理には細心の注意を払うこと。
- 4 特定財源を充当する歳出予算は、交付決定などにより財源を確認したうえで事業を執行し、その財源の収入後に支出するという原則を徹底すること。
- 5 委託料や補助金等で、やむを得ず概算払いを必要とするものは、支払いを少なくとも年4回以上に分割し、支払いのつど委託先等の資金需要を見極め、過剰な概算払いとならないよう努めること。

なお、1回の概算払い額が500万円以上のものについては、支出時に財政課担当の確認を要するものとする。